



本部申7号

「労使間の取扱いに関する協約の改訂」 に関する申し入れを行う！

JR東労組とJR東日本会社で締結している「労使間の取扱いに関する協約」が9月30日で満了となるにあたって、本部は本社より「一部改訂について」の通知を受けました。これに対し、本部は協約締結に向けて申7号を申し入れました。今後、団体交渉を行います！

※「労使間の取扱いに関する協約」とは？

「会社と組合は、信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立し、もって社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上を図ること」を目的に締結する労働協約で、労使間のルールを定めたもの。有効期間は3年でこの間も更新している。

今回の協約の改訂で 労働条件に関わる事柄について 一切変更はありません！

「経営上やむを得ない事由で解雇する場合、組合と協議する」
「出向期間は原則として3年以内とする」など、
組合員の雇用と労働条件を守るための労働協約は今まで通りに扱われます。

【申し入れの要旨】

- ・ 労使間の議論を行う場である「経営協議会」委員の人数変更と出席範囲
- ・ 「団体交渉」に参加する団体交渉委員の人数変更と出席範囲
- ・ 簡易苦情処理申告方法の変更
- ・ 組休数の変更
- ・ 専従者が職場に立ち入る方法
- ・ 組合事務所設置数の上限
- ・ 職場会議室など、会社の施設を一時使用する方法の変更
- ・ 分会掲示板と情報綴りの設置枚数基準と見やすい箇所への設置

「会社の発展と組合員・家族の幸福」を実現するには、労使双方がお互いの立場を尊重することが必要です！
建設的な労使関係のもと、組合員が安心できる環境を整える為、本部と共により良い協約の締結を目指そう！